

第100期 報告書

(2023年4月1日～2024年3月31日)

大井電気株式会社

証券コード 6822

株主の皆さまへ

株主の皆さまにおかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

大井電気グループは「豊かな自然環境の保護・存続を使命とし、技術革新に努め、生産活動を通じて、広く社会に貢献する。」という経営理念のもと、「独自の技術力をもって世の中に貢献する」ことをビジョンとする中期経営計画<2023-2025>を策定し、その実現に取り組んでおります。

情報通信機器製造販売においては、収益基盤を支える現行主力製品事業の強化と、成長が見込まれる第2世代スマートメーター向け通信機器事業の2つの事業の柱に関する重点施策を通じ、収益力と成長力の強化を目指してまいりました。計画初年度である第100期(2023年度)においては、全社的なコスト削減の徹底や、材料費、製造コストの販売価格への一部転嫁等の諸施策を実施したこと、また外部環境として部材調達問題が解消に向かい生産活動の正常化が急速に進んだことが追い風となり、売上高においては計画比+6.5%、営業利益においては計画比+83.8%と、ともに中期経営計画を達成いたしました。

この影響を受け、2024年度計画につきましては、当初の中期経営計画より見直しを行っておりますが、情報通信機器製造販売の堅調な受注に加え、2025年度より第2世代スマートメーター向け通信機器の導入が開始されることから、事業の選択と集中の更なる推進、生産体制の構築、人的資源の最大化・最適化といった諸施策に取り組んでまいります。

引き続き全社一丸となり業績の向上と財務基盤の安定を目指してまいりますので、ご理解、ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。



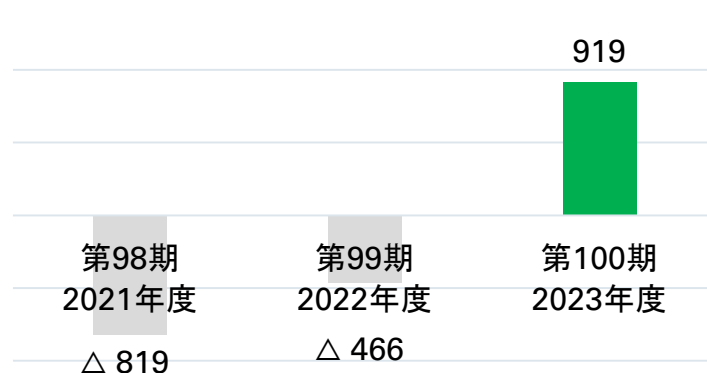
取締役社長 石田 甲

連結財務ハイライト

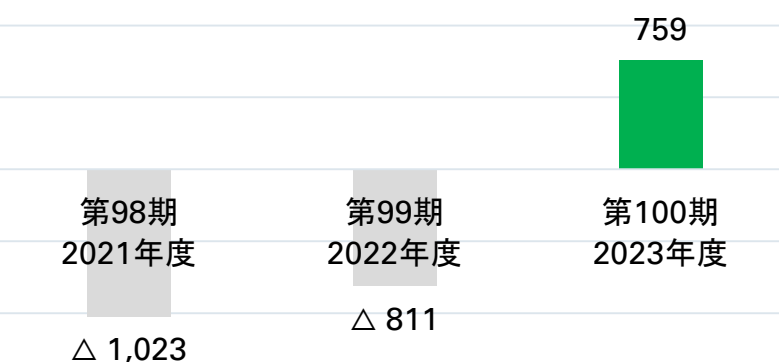
売上高(単位：百万円)



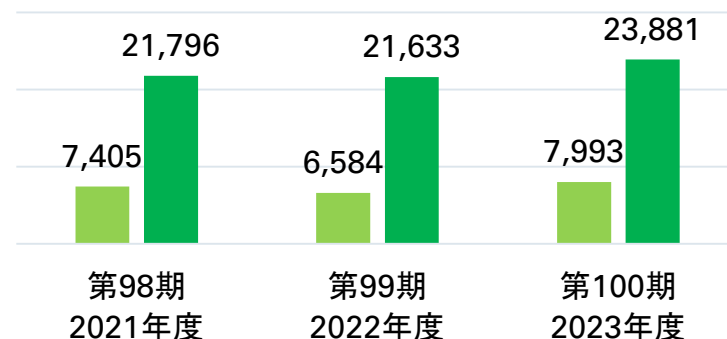
営業利益(単位：百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益(単位：百万円)



純資産及び総資産(単位：百万円) ■ 純資産 ■ 総資産

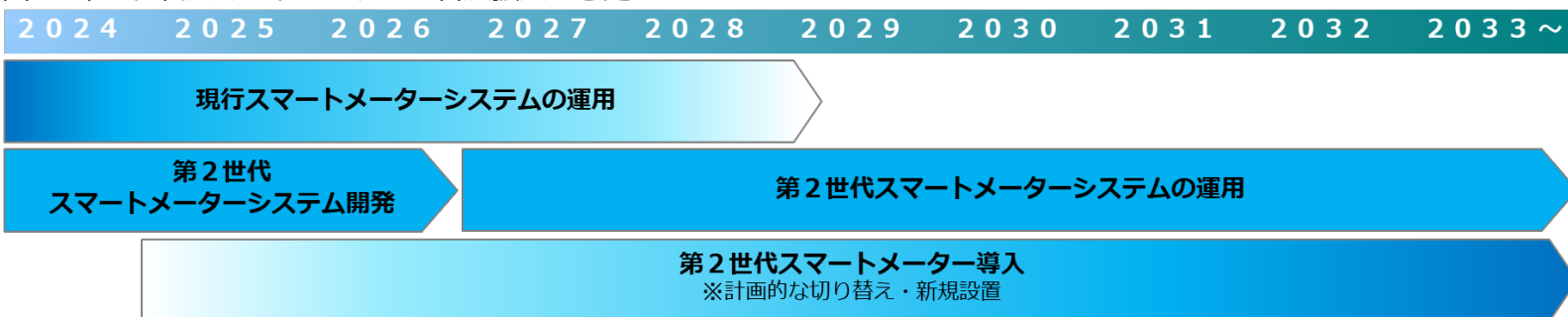


事業トピックス

・第2世代スマートメーター事業について

当社グループは、2023年度を初年度とする中期経営計画において、第2世代スマートメーター事業を情報通信機器製造販売セグメントにおける次期主力事業に掲げております。各電力会社によって2014年頃より順次導入が進められておりました第1世代スマートメーターは、10年間の検定有効期間の満了に伴い、2025年度以降、第2世代スマートメーターへの置き換えが開始されます。(図1)

図1：第2世代スマートメーターの普及拡大の想定



スマートメーターは、30分ごとの電気の使用量を計測し、通信機能を実装することで遠隔検針や電力の見える化を実現する情報インフラとしての役割を担っています。続く第2世代スマートメーターでは、計量値の細粒化（5分値の計測）、取得情報や通信機能の拡充などにより、電力DX（デジタルトランスフォーメーション）推進ツールとして、電力レジリエンスの強化や再エネ大量導入・脱炭素化、電力データを活用した多様なサービスの実現など、様々な社会課題の解決への貢献が期待されております。(図2)

図2：第2世代スマートメーターに期待される社会的課題に対する役割

社会課題	課題解決への期待
電力レジリエンスの強化	<ul style="list-style-type: none"> 細分化した時間単位で電力使用量を観測と、ポーリング機能の活用したネットワーク監視により、停電箇所の特定、復旧の正確な検知につながる。
再エネ活用・脱炭素化、電力ロスの解消	<ul style="list-style-type: none"> 5分ごとのヒストリカルデータ取得により、きめ細かな配電運用が可能となり、電力ロスの削減、これに伴うCO2排出量削減につながる。 通信方式を柔軟化することで電力コンシューマーネットワークへの接続、機器との連携を可能とし、再エネ利用の活性化や、電力見える化による省エネを促進する。
電力コンシューマー利益の向上	<ul style="list-style-type: none"> 配電事業者が、ガス・水道事業者と共同検針を行うことでシステム整備の合理化、社会コスト低減につながる。

出展：経済産業省「次世代スマートメーター制度検討会取りまとめ」、資源エネルギー庁「第6次エネルギー基本計画」

株主メモ

事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	6月下旬
剰余金の配当支払株主確定日	期末配当金は3月31日及び中間配当金の支払いを行うときは9月30日
基準日	毎年3月31日における株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とします。
公告の方法	当社公告につきましては、下記URLに掲載します。ただし、やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に公告いたします。 https://www.ooi.co.jp
株主名簿管理人	〒100-0005 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号
特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	〒183-0044 東京都府中市日鋼町1-1 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 フリーダイヤル 0120-232-711